

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社エス・エム・エス	コード	2175
提出日	2026/5/28	異動(予定)日	2026/6/19
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会にて社外取締役の選任議案が付議されるため		
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	安田誠	社外取締役	○														○	新任	有
2	河崎武士	社外取締役	○														○	新任	有
3	高木暢子	社外取締役	○														○		有
4	原田哲郎	社外取締役	○														○	新任	有
5	大田愛子	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	安田誠氏は、統計解析・機械学習を軸とするデータ分析企業である(株)ブレインパッドに創業メンバーとして参画し、東証上場及び東証一部(現プライム市場)上場に貢献した後、データ活用を起点とした事業創造を行う(株)Seedimを設立するなど、現在のAIブームよりも以前からデータ活用・機械学習ビジネスを牽引してきた先駆者の一人です。データドリブンSaaSビジネスの実装・事業成長において10年以上にわたり経営者目線での実践経験を有しており、市場開拓・プロダクト戦略・組織構築・収益化という経営全体を俯瞰した深い見識を持っています。当社グループのIT・DX戦略及びSaaSビジネスのさらなる成長推進において、即実践につながる具体的かつ示唆に富む助言を期待しています。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当しておらず、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	河崎武士氏は、シティバンク、エヌ・エイ在日支店及び日興コーディアル証券(株)(現SMBC日興証券(株))での銀行・証券業務、(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)でのコーポレートファイナンス及びプライベートエクイティ投資業務を経て、ライフネット生命保険(株)においてIRを含む経営企画・経理数理部門の統括、中期経営計画の策定・公表、IFRS任意適用の推進及び東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更の実現など、資本市場との質の高いコミュニケーションを実践の場で体現してきました。銀行・証券・政府系ファンド・保険を横断した実務経験に基づく資本市場への深い理解と上場企業CFOとしての実践知は、当社が掲げる企業価値最大化ロードマップにおける資本市場とのコミュニケーション強化、資本政策の高度化及びM&Aを含む成長投資戦略の推進において、取締役会に不可欠な視点と助言を期待しています。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当しておらず、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	高木暢子氏は、公認会計士として、監査法人及び税理士法人での監査・税務実務を経て、GCA(株)(現フォーリハン・ローキー(株))においてM&Aアドバイザー業務に従事し、日本電気(株)では事業買収・売却・事業再編に関するトップマネジメントへの意思決定支援等を通じて企業価値向上に資する事業戦略及び大企業経営の実態を体得した後、2018年に(株)COEING AND COMPANYを設立して経営コンサルタントとして独立しました。財務・会計の専門知識に加え、M&Aアドバイザー及び事業会社で磨いた事業戦略と投資価値評価の視点を組み合わせた同氏の知見は、取締役会において業務執行を独立した視点から多角的に評価するうえで極めて有益です。2022年6月の当社社外取締役(監査等委員)就任以来、取締役会及び監査等委員会への出席率は4年連続100%を維持し、機関投資家との対話も積極的に実施してきました。同氏が選任され就任した場合は、筆頭独立社外取締役として議論の質と実効性を高めるとともに、指名・報酬諮問委員長及び監査等委員長としてコーポレートガバナンスの強化を主導していただく予定です。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当しておらず、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、独立役員に指定しております。

4	該当事項はありません。	原田哲郎氏は、日本生命保険相互会社での投融資業務経験及びカリフォルニア大学バークレー校でのMBA取得を経て、(株)ドリームインキュベータにおいて大企業向け戦略コンサルティング・ベンチャー企業への投資・育成業務に20年以上従事し、2020年には同社代表取締役CEOとして経営構造の転換と企業価値向上を主導しました。2023年からは取締役会議長として経営執行と取締役会監督機能の適切な分離と実効性の確保を実践するなど、上場企業ガバナンスの高い水準での運営に関する深い知見を有しています。(株)マンダムのMBOに係る特別委員会委員として独立した立場での複雑な資本取引に関する意思決定の実務経験も有しています。戦略コンサルタントとしての知見と上場企業の経営者・取締役会議長・社外取締役としての実践的知見の組み合わせは、当社の事業ポートフォリオ戦略の深化と資本市場に対する説明責任の向上において取締役会及び監査等委員会に不可欠な監督・助言機能を果たすものと期待されます。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当しておらず、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、独立役員に指定しております。
5	該当事項はありません。	大田愛子氏は、弁護士登録後、英国系大手法律事務所であるフレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所（現フレッシュフィールドズ法律事務所）において国際水準の企業法務実務を体得した後、のぞみ総合法律事務所においてコンプライアンス・内部統制等のガバナンス体制構築支援、東南アジアを中心とした海外法務、労務・訴訟等の企業法務全般を担っています。シンガポール国立大学（NUS）法学修士課程を修了後、ASEAN各国に拠点を持つRajah & Tann Singapore LLPへの出向を通じて、日本企業の東南アジア進出・現地法対応・国をまたがる紛争解決等の実践的な国際企業法務経験を有しています。当社グループがAPACを中心に展開する海外事業の主要拠点であるシンガポールにおける深い実務知見は、取締役会及び監査等委員会における海外事業リスクの監督において具体的かつ実効的な視点をもたらします。また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当しておらず、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社は、社外取締役を独立役員として指定する要件として、独立性を客観的に判断するための基準を以下のとおり定め、社外取締役が以下の項目のいずれにも該当しない場合は、当社にとって十分な独立性を有するものと判断します。

- a. 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者又は過去10年間に於いて業務執行者であった者
- b. 当社グループの取引先で、直近事業年度における当該取引先に対する当社グループの売上高が当社グループの年間連結総売上高の1%を超える取引先又はその業務執行者
- c. 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループに対する売上高がその者の年間連結総売上高の1%を超える者又はその業務執行者
- d. 当社グループから役員報酬以外に1,000万円を超える金額・その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方いずれかの年間連結総売上高の1%超若しくは1,000万円超）
- e. 当社グループの主要借入先（資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）又はその業務執行者
- f. 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
- g. 当社グループから直近事業年度において1,000万円を超える寄付を受けている者
- h. 当社グループの会計監査人又はその業務執行者等として当社グループの監査業務を担当している公認会計士
- i. 当社グループとの間で相互に取締役を派遣している会社の業務執行者
- j. 過去3年間のいずれかの時点において、上記b.からi.までのいずれかに該当していた者
- k. 上記a.からj.までのいずれかに該当する者（ただし、e.からh.までに於いては、重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等以内の親族
- l. 上記a.からk.までのほか、一般株主と利益相反が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

なお、当社は、社外取締役については、在任期間が長い役員の実績を活かすことと、新たな役員による社外の新しい視点を入れることの調和を図るべく、在任期間についても多様性を実現することとしております。そのため、在任期間についての基準は設けておりません。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。